

法律第百八十九号

構造改革特別区域法

- 一部改正 平成十四年十二月六日法律第三百三十八号
- 一部改正 平成十五年四月九日法律第二十三号
- 一部改正 平成十五年六月六日法律第六十六号
- 一部改正 平成十五年六月十三日法律第八十二号
- 一部改正 平成十五年七月十六日法律第一百七号
- 一部改正 平成十五年七月十六日法律第一百十九号
- 一部改正 平成十五年七月二十四日法律第二百二十五号
- 一部改正 平成十六年五月二十六日法律第五十三号
- 一部改正 平成十六年五月二十八日法律第六十号
- 一部改正 平成十六年六月十八日法律第一百十一号
- 一部改正 平成十七年三月三十一日法律第二十二号

一部改正	平成十七年三月三十一日法律第二十三号
一部改正	平成十七年四月一日法律第二十五号
一部改正	平成十七年五月二十五日法律第五十号
一部改正	平成十七年六月十日法律第五十二号
一部改正	平成十七年六月十日法律第五十三号
一部改正	平成十七年六月十七日法律第五十七号
一部改正	平成十七年六月二十九日法律第七十七号
一部改正	平成十八年三月三十一日法律第十号
一部改正	平成十八年三月三十一日法律第十八号

## 目次

第一章	総則（第一条・第二条）
第二章	構造改革特別区域基本方針（第三条）
第三章	構造改革特別区域計画の認定等（第四条・第十条）

第四章 法律の特例に関する措置（第十一条・第三十六条）

第五章 構造改革特別区域推進本部（第三十七条・第四十六条）

第六章 雑則（第四十七条・第四十九条）

附則

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、地方公共団体の自発性を最大限に尊重した構造改革特別区域を設定し、当該地域の特性に応じた規制の特例措置の適用を受けて地方公共団体が特定の事業を実施し又はその実施を促進することにより、教育、物流、研究開発、農業、社会福祉その他の分野における経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の発展に寄与することを目的とする。

### （定義）

第二条 この法律において「構造改革特別区域」とは、地方公共団体が当該地域の活性化を図るために自発的に設定する区域であつて、当該地域の特性に応じた特定事業を実施し又はその実施を促進するものをい

う。

2 この法律において「特定事業」とは、地方公共団体が実施し又はその実施を促進する事業のうち、別表に掲げる事業で、規制の特例措置の適用を受けるものをいう。

3 この法律において「規制の特例措置」とは、法律により規定された規制についての第四章で規定する法律の特例に関する措置及び政令又は主務省令により規定された規制についての政令又は主務省令で規定するこれらの規定の特例に関する措置をいい、これらの措置の適用を受ける場合において当該規制の趣旨に照らし地方公共団体がこれらの措置と併せて実施し又はその実施を促進することが必要となる措置を含むものとする。

4 この法律（第四十三条第一項を除く。）において「地方公共団体」とは、都道府県、市町村（特別区を含む。第四条第三項及び第六項並びに第十九条第一項において同じ。）又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の一部事務組合若しくは広域連合をいう。

## 第二章 構造改革特別区域基本方針

### （構造改革特別区域基本方針）

第三条 内閣総理大臣は、構造改革特別区域において特定事業を実施し又はその実施を促進することによる経済社会の構造改革の推進及び地域の活性化（以下単に「構造改革の推進等」という。）に関する基本的な方針（以下「構造改革特別区域基本方針」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2 構造改革特別区域基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 構造改革の推進等の意義及び目標に関する事項

二 構造改革の推進等のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

三 次条第一項に規定する構造改革特別区域計画の認定に関する基本的な事項

四 構造改革の推進等に関し政府が講ずべき措置についての計画

五 前各号に掲げるもののほか、構造改革の推進等のために必要な事項その他経済社会の構造改革の推進及び地域の活性化に関する事項

3 内閣総理大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、構造改革特別区域基本方針の変更の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項又は前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、構造改革特別区域基本方針を公表しなければならない。

### 第三章 構造改革特別区域計画の認定等

#### (構造改革特別区域計画の認定)

第四条 地方公共団体は、単独で又は共同して、構造改革特別区域基本方針に即して、当該地方公共団体の区域について、内閣府令で定めるところにより、構造改革特別区域として、教育、物流、研究開発、農業、社会福祉その他の分野における当該区域の活性化を図るための計画（以下「構造改革特別区域計画」という。）を作成し、平成十九年三月三十一日までに内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2 構造改革特別区域計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 構造改革特別区域の範囲及び名称並びに特性
- 二 構造改革特別区域計画の意義及び目標
- 三 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果
- 四 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開

始の日

五 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業ごとの規制の特例措置の内容

六 前各号に掲げるもののほか、構造改革特別区域計画の実施に關し当該地方公共団体が必要と認める事項

3 地方公共団体は、構造改革特別区域計画の案を作成しようとするときは、前項第四号に掲げる実施主体（以下「実施主体」という。）の意見を聴くとともに、都道府県にあつては関係市町村の意見を聴かなければならない。

4 特定事業を実施しようとする者は、当該特定事業を実施しようとする地域をその区域に含む地方公共団体に対し、当該特定事業をその内容とする構造改革特別区域計画の案の作成についての提案をすることができる。

5 前項の地方公共団体は、同項の提案を踏まえた構造改革特別区域計画の案を作成する必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を、当該提案をした者に通知しなければならない。

6 第一項の規定による認定の申請には、第三項の規定により聴いた実施主体及び関係市町村の意見の概要（第四項の提案を踏まえた構造改革特別区域計画についての認定の申請をする場合にあつては、当該意見及び当該提案の概要）を添付しなければならない。

7 地方公共団体は、第一項の規定による認定の申請に当たつては、構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業及びこれに関連する事業に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）の規定の解釈について、関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあつては、当該行政機関。以下同じ。）に対し、その確認を求めることができる。この場合において、当該確認を求められた関係行政機関の長は、当該地方公共団体に対し、速やかに回答しなければならない。

8 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた構造改革特別区域計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 構造改革特別区域基本方針に適合すること。
- 二 当該構造改革特別区域計画の実施が当該構造改革特別区域に対し適切な経済的社会的効果を及ぼすも

のであること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

9 内閣総理大臣は、前項の規定による認定（次項、第十一項及び次条において「認定」という。）をしよ  
うとするときは、第二項第五号に掲げる事項について関係行政機関の長の同意を得なければならない。こ  
の場合において、当該関係行政機関の長は、当該事項が、法律により規定された規制に係るものにあつて  
は第四章で、政令又は主務省令により規定された規制に係るものにあつては構造改革特別区域基本方針に  
即して政令又は主務省令で、それぞれ定めるところに適合すると認められるときは、同意をするものとな  
る。

10 認定を受けた構造改革特別区域計画（以下「認定構造改革特別区域計画」という。）に基づき実施主体  
が実施する特定事業については、法律により規定された規制に係るものにあつては第四章で、政令又は主  
務省令により規定された規制に係るものにあつては政令又は主務省令で、それぞれ定めるところにより、  
規制の特例措置を適用する。

11 内閣総理大臣は、認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(認定に関する処理期間)

第五条 内閣総理大臣は、認定の申請を受理した日から三月以内において速やかに、認定に関する処分を行わなければならない。

2 関係行政機関の長は、内閣総理大臣が前項の処理期間中に認定に関する処分を行うことができるよう、速やかに、同意又は不同意の旨を通知しなければならない。

(認定構造改革特別区域計画の変更)

第六条 地方公共団体は、認定構造改革特別区域計画の変更(内閣府令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

2 第四条第三項から第十一項まで及び前条の規定は、前項の規定による認定構造改革特別区域計画の変更について準用する。

(報告の徴収)

第七条 内閣総理大臣は、第四条第八項の規定による認定(前条第一項の規定による変更の認定を含む。第三十二条を除き、以下「認定」という。)を受けた地方公共団体に対し、認定構造改革特別区域計画(

前条第一項の規定による認定構造改革特別区域計画の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）の実施の状況について報告を求めることができる。

2 関係行政機関の長は、認定を受けた地方公共団体に対し、認定構造改革特別区域計画に係る規制の特例措置の適用の状況について報告を求めることができる。

（措置の要求）

第八条 内閣総理大臣は、認定構造改革特別区域計画の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定を受けた地方公共団体に対し、当該認定構造改革特別区域計画の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

2 関係行政機関の長は、認定構造改革特別区域計画に係る規制の特例措置の適正な適用のため必要があると認めるときは、認定を受けた地方公共団体に対し、当該規制の特例措置の適用に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

（認定の取消し）

第九条 内閣総理大臣は、認定構造改革特別区域計画が第四条第八項各号のいずれかに適合しなくなったと

認めるときは、その認定を取り消すことができる。この場合において、内閣総理大臣は、関係行政機関の長にその旨を通知しなければならない。

2 関係行政機関の長は、内閣総理大臣に対し、前項の規定による認定の取消しに関し必要と認める意見を申し出ることができる。

3 第四条第十一項の規定は、前項の規定による認定の取消しについて準用する。

(国の援助等)

第十条 内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、認定を受けた地方公共団体に対し、認定構造改革特別区域計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言その他の援助を行うように努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、内閣総理大臣、関係行政機関の長、地方公共団体及び実施主体は、認定構造改革特別区域計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

#### 第四章 法律の特例に関する措置

(刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律等の特例)

第十一条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内に特定刑事施設（刑事施設（刑事施設二於ケル刑事被告人ノ收容等ニ関スル法律（明治四十一年法律第二十八号）第二条の規定により代用されるものを除く。次条において同じ。）のうち、当該構造改革特別区域内にある関係機関及び関係団体との緊密な連携が確保されていることその他の事情を勘案し、その施設の運営に民間事業者の能力を活用することとしても刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（平成十七年法律第五十号）その他の法律の規定による被收容者の收容及び処遇に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがなく、かつ、これを促進することにより将来にわたるその安定的な運営に資するものとして法務大臣が定める要件に該当するものをいう。以下この条及び別表第一号において同じ。）が所在し、かつ、当該構造改革特別区域内における雇用の増大その他地域経済の活性化を図るため、当該特定刑事施設において当該構造改革特別区域内に事務所又は事業所を有する民間事業者の能力を活用した運営が促進されることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該特定刑事施設の長は、当該特定刑事施設の所在地を管轄する矯正管区の長（以下この条において「管轄矯正管区長」という。）の登録を受けた法人（当該構造改革特別区域内に事務所又は事業所を有するものに限る。）に、当該特定刑事

施設並びにこれに附置された労役場及び監置場における事務のうち、次に掲げるものの全部又は一部を委託して行うことができる。

一 収容の開始に際して行う被収容者の着衣及び所持品の検査、健康診断（結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第四条第一項の規定によるものを含む。第四号において同じ。）、写真の撮影並びに指紋の採取の実施

二 受刑者の分類のための調査の実施

三 被収容者の行動の監視及び施設の警備（被収容者の行動の制止その他の被収容者に対する有形力の行使を伴うものを除く。）

四 被収容者の着衣、所持品及び居室の検査並びに健康診断の実施（第一号に掲げるものを除く。）

五 被収容者に課す作業に関する技術上の指導監督及び職業訓練の実施

六 被収容者による文書及び図画の閲読の許否の処分をするために必要な検査の補助

七 被収容者に係る信書の発受の許否の処分をするために必要な検査の補助（信書の内容に触れる者には当該信書の発受に係る個人を識別することができないようにすることその他の個人情報適正な取扱い

を確保するための方法として法務大臣が定める方法によるものに限る。)

八 被收容者が收容の際に所持する現金及び物品その他の金品について領置その他の措置を行うために必要な検査の実施

九 被收容者の領置物(金銭を除く。)の保管

十 その他前各号に掲げる事務に準ずるものとして政令で定める事務

2 前項の登録は、法務省令で定めるところにより、委託を受けて同項各号に掲げる事務を行おうとする法人の申請により、その事務の範囲を限って行う。

3 管轄矯正管区長は、前項の規定による申請をした法人が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 当該申請に係る事務を適正かつ確実に遂行するに足りる知識及び能力並びに経理的基礎を有する者であること。

二 第六項の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者でないこと。

三 役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。第五項

において同じ。)のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受け復権を得ない者

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、又は第八項の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者

4 特定刑事施設の長は、第一項の規定による委託をしたときは、その委託を受けた法人(以下この条において「受託者」という。)に対し、当該委託に係る事務(当該事務の適正な実施を確保するために受託者が行うべき監査の事務を含む。以下この条において「委託事務」という。)の実施の基準その他必要な事項を示すものとする。

5 特定刑事施設の長は、受託者又は委託事務従事者(受託者の役員又は職員その他の委託事務に従事する者をいう。以下この条において同じ。)が、第七項若しくは第八項の規定に違反し、前項の規定により特

定刑事施設の長が示した事項に違反し、又は委託事務に関し他の法令の規定に違反した場合において、委託事務の適正な実施が害されるおそれがあると認められるときは、受託者に対し、当該委託事務従事者を委託事務に従事させない措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。

6 管轄矯正管区長は、第一項の登録を受けた法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて委託事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 不正な手段により第一項の登録を受けたとき。

二 第三項第一号又は第三号のいずれかに該当しないこととなったとき。

三 この条の規定若しくはこれに基づく命令又は前項の規定による指示に違反したとき。

7 受託者は、第三項第三号イからハまでのいずれかに該当する者を委託事務に従事させてはならない。

8 委託事務従事者又は委託事務従事者であった者は、その委託事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

9 委託事務従事者は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

10 前各項に定めるもののほか、委託事務の実施に関し必要な事項は、法務省令で定める。

11 第八項の規定に違反して委託事務に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十一条の二 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内に特定刑事施設（刑事施設のうち、その施設内に国が開設した病院又は診療所（以下この条において「病院等」という。）の管理を公的医療機関開設者等（当該地方公共団体又は医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条に規定する者その他政令で定める者であつて当該地方公共団体が指定するものをいう。以下この条において同じ。）に行わせることが当該特定刑事施設並びにこれに附置された労役場及び監置場における被収容者に対する適正な医療の確保に資するものと認めて法務大臣が指定したものをいう。以下この項及び別表第一号の二において同じ。）が所在し、かつ、当該構造改革特別区域内における医療の充実を図るため、当該特定刑事施設の建物の一部、設備、器械及び器具（以下この項において「診療設備等」という。）が被収容者以外の者に対する医療の提供のために利用されることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、国は、公的医療機関開設者等に委託して当該特定刑事施設内の病

院等の管理を行わせるとともに、被收容者の診療に支障のない範囲内で、当該公的医療機関開設者等に当該特定刑事施設の診療設備等を被收容者以外の者の診療のために利用させることができる。

2 法務大臣は、前項の委託に係る病院等の管理の適正を期するため、公的医療機関開設者等に対して、当該委託に係る事務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

3 第一項の委託に係る病院等の管理の事務に従事する医師その他の従業者又はこれらであつた者が、当該事務の遂行に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(公有水面埋立法の特例)

第十一条の三 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域における経済的社会的条件の変化に伴い当該構造改革特別区域内の港湾における公有水面の埋立てに係る公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二條第二項に規定する竣功認可の告示がされている埋立地（以下この条及び別表第一号において「特定埋立地」という。）の全部又は一部が現に相当期間にわたり同法第十一条若しくは第十三條の二

第二項の規定により告示された用途に供されておらず、又は将来にわたり当該用途に供される見込みがないと認められることからその有効かつ適切な利用を促進する必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該特定埋立地の全部について、同法第二十七条第一項中「十年間」とあるのは「五年間」と、同法第二十九条第一項中「十年内」とあるのは「五年内」とする。

(学校教育法の特例)

第十二条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を株式会社等の設置する学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいう。以下この条及び別表第二号において同じ。)が行うことが適切かつ効果的であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、同法第二条第一項中「及び私立学校法第三条に規定する学校法人(以下学校法人と称する。)」とあるのは「、私立学校法第三条に規定する学校法人(以下学校法人と称する。)」及び構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十二条第二項に規定

する特別の事情に対応するための教育又は研究を行い、かつ、同項各号に掲げる要件のすべてに適合している株式会社（次項、第四条第一項第三号、第六十条の二及び第百二条第一項において学校設置会社という。）と、同条第二項中「学校法人」とあるのは「学校法人又は学校設置会社」と、同法第四条第一項第三号中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（学校設置会社の設置するものにあつては、構造改革特別区域法第十二条第一項の認定を受けた地方公共団体の長。第十条、第十四条、第三十四条（第四十条、第五十一条、第五十一条の九第一項、第七十六条及び第八十二条において準用する場合を含む。）及び第四十五条第三項（第五十一条の九第一項において準用する場合を含む。）において同じ。）と、同法第六十条の二（同法第七十条の十において準用する場合を含む。）中「諮問しなければならない」とあるのは「諮問しなければならない。学校設置会社の設置する大学について第四条第一項の規定による認可を行う場合（設置の認可を行う場合を除く。）及び学校設置会社の設置する大学に対し第十三条の規定による命令を行う場合も、同様とする」と、同法第百二条第一項中「学校法人」とあるのは「学校法人又は学校設置会社」とする。

2 前項の規定により学校教育法第四条第一項の認可を受けて学校を設置することができる株式会社（以下

この条及び第十九条第一項第一号並びに別表第二号において「学校設置会社」という。）は、その構造改革特別区域に設置する学校において、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を行うものとし、次に掲げる要件のすべてに適合していなければならない。

一 文部科学省令で定める基準に適合する施設及び設備又はこれらに要する資金並びに当該学校の経営に必要な財産を有すること。

二 当該学校の経営を担当する役員が学校を経営するために必要な知識又は経験を有すること。

三 当該学校設置会社の経営を担当する役員が社会的信望を有すること。

3 学校設置会社は、文部科学省令で定めるところにより、当該学校設置会社の業務及び財産の状況を記載した書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項、第十三項及び次条第五項において「業務状況書類等」という。）を作成し、その設置する学校に備えて置かな

ければならない。

4 学校設置会社の設置する学校に入学又は入園を希望する者その他の関係人は、学校設置会社の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一 業務状況書類等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 業務状況書類等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を文部科学省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

5 第一項の認定を受けた地方公共団体（以下この条において「認定地方公共団体」という。）は、学校設置会社の設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、毎年度、評価を行わなければならない。

6 前項の規定による評価を行った認定地方公共団体は、遅滞なく、その結果を当該学校に通知するとともに、これを公表しなければならない。

7 認定地方公共団体は、学校設置会社の経営の状況の悪化等によりその設置する学校の経営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校に在学する者が適切な修学

を維持することができるよう、転学のあるせんその他の必要な措置を講じなければならない。

8 認定地方公共団体の長は、第一項の規定により学校教育法第四条第一項の認可又は同法第十三条若しくは第十四条の命令をするときは、あらかじめ、当該認定地方公共団体が設置するこれらの認可又は命令に係る事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

9 認定地方公共団体の長は、第一項の規定により学校教育法第四条第一項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

10 学校設置会社の設置する学校が大学又は高等専門学校である場合にあつては文部科学大臣、学校設置会社の設置する学校が大学及び高等専門学校以外の学校である場合にあつては認定地方公共団体の長は、当該学校に対して、教育の調査、統計その他に關し必要な報告書の提出を求めることができる。

11 学校設置会社に関する次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）	第一条第二項	都道府県知事	都道府県知事（学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九
--------------------------	--------	--------	--------------------------------------

<p>昭和三十二年法律第四百四</p>	<p>教育職員免許法施行法（</p>	<p>第二条第一項 の表備考</p>	<p>第十四条の二 三備考第二号 号及び別表第 の表備考第一 、附則第五項 第七条第二項</p>	<p>理事長</p>	<p>学校法人 理事長</p>	<p>区域法（平成十四年法律第百八十九号） 理事長又は学校設置会社（構造改革特別</p>	<p>学校法人又は学校設置会社 理事長又は学校設置会社の代表取締役若 しくは代表執行役 号）第十二条第二項に規定する学校設置 会社をいう。以下同じ。）の設置する私 立学校の教員にあつては、同条第一項の 規定による認定を受けた地方公共団体の 長）</p>
---------------------	--------------------	------------------------	--	------------	---------------------	--	--

十八号)			第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。)の代表取締役若しくは代表執行役
地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)	第十二条第一項の表	私立の学校	私立の学校(構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十二条第二項に規定する学校設置会社の設置するものを除く。以下同じ。)
旧軍港市転換法(昭和二十五年法律第二百一十号)	第十二条第二項の表	特殊教育諸学校	特殊教育諸学校(構造改革特別区域法第十二条第二項に規定する学校設置会社の設置するこれらのものを除く。)
)	第四条第一項第一号	規定する学校	規定する学校(構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十二条第二項に規定する学校設置会社の設置する

	産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）	第十九条第一項	私立学校 ものを除く。）
理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）	第九条第一項	私立の学校	私立の学校（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社の設置するものを除く。次項において同じ。）
私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）	附則第十項	設置する者	設置する者（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社を除く。）
義務教育諸学校における	第五条第一項	都道府県知事	都道府県知事（構造改革特別区域法（平

<p>教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法（昭和二十九年法律第百五十七号）</p>	<p>第三号</p>		<p>成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社の設置するものにあつては、当該学校を所轄する同条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長）</p>
<p>学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）</p>	<p>第七条第一項</p>	<p>私立の義務教育諸学校の設置者</p>	<p>私立の義務教育諸学校の設置者（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社を除く。）</p>
<p>夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和三十一年法律第百五十七号）</p>	<p>第六条</p>	<p>私立の高等学校の設置者</p>	<p>私立の高等学校の設置者（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社を除く。）</p>

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）	第三十五条第一項	設置されているものを除く	設置されているものを除き、学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。第三十八条第一項において同じ。）の設置する学校を含む。
	第三十八条第一項	又は観衆 受けない場合	若しくは観衆 受けない場合又は学校設置会社の設置する学校において聴衆若しくは観衆から料金を受けずにその教育若しくは研究を行う活動に利用する場合

12 第三項又は第四項の規定に基づき文部科学省令を制定し、又は改廃する場合には、当該文部科学

省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関

する経過措置を含む。)を定めることができる。

13 第三項の規定に違反して業務状況書類等を備えて置かず、業務状況書類等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第四項各号の規定による請求を拒んだ学校設置会社の取締役、執行役又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

第十三条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、学校生活への適応が困難であるため相当の期間学校(学校教育法第一条に規定する学校をいい、大学及び高等専門学校を除く。以下この条及び別表第三号において同じ。)を欠席していると認められる児童、生徒若しくは幼児又は発達の障害により学習上若しくは行動上著しい困難を伴うため教育上特別の指導が必要であると認められる児童、生徒若しくは幼児(次項において「不登校児童等」という。)を対象として、当該構造改革特別区域に所在する学校の設置者による教育によっては満たされない特別の需要に応ずるための教育を特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項の特定非営利活動法人をいう。次項において同じ。)の設置する学校が行うことにより、当該構造改革特別区域における学校教育の目的の達成に資するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、学校教育

法第二条第一項中「設置することができる」とあるのは「設置することができる。ただし、構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十三条第二項に規定する特別の需要に応ずるための教育を行い、かつ、同項各号に掲げる要件のすべてに適合している特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人（次項、第四条第一項第三号及び第百二条第一項において学校設置非営利法人という。）は、大学及び高等専門学校以外の学校を設置することができる」と、同条第二項中「学校法人」とあるのは「学校法人又は学校設置非営利法人」と、同法第四条第一項第三号中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（学校設置非営利法人の設置するものにあつては、構造改革特別区域法第十三条第一項の認定を受けた地方公共団体の長。第十条、第十四条、第三十四条（第四十条、第五十一条、第五十一条の九第一項、第七十六条及び第八十二条において準用する場合を含む。）及び第四十五条第三項（第五十一条の九第一項において準用する場合を含む。）において同じ。）」と、同法第百二条第一項中「学校法人」とあるのは「学校法人又は学校設置非営利法人」とする。

2 前項の規定により学校教育法第四条第一項の認可を受けて学校を設置することができる特定非営利活動法人（以下この条及び第十九条第一項第二号並びに別表第三号において「学校設置非営利法人」という。

（）は、その構造改革特別区域に設置する学校において、不登校児童等を対象として、当該構造改革特別区域に所在する学校の設置者による教育によっては満たされない特別の需要に応ずるための教育を行うものとし、次に掲げる要件のすべてに適合していなければならない。

一 文部科学省令で定める基準に適合する施設及び設備又はこれらに要する資金並びに当該学校の経営に必要な財産を有すること。

二 当該学校の経営を担当する役員が学校を経営するために必要な知識又は経験を有すること。

三 当該学校設置非営利法人の経営を担当する役員が社会的信望を有すること。

四 不登校児童等を対象として行う特定非営利活動促進法第二条第一項に規定する特定非営利活動の実績が相当程度あること。

3 前条第三項から第十項まで及び第十二項の規定は、学校設置非営利法人が学校を設置する場合について準用する。この場合において、同項中「第三項又は第四項」とあるのは、「次条第三項において準用する第三項又は第四項」と読み替えるものとする。

4 学校設置非営利法人に関する次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規

定中同表の第二欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

教育職員免許法		
第二条第二項	都道府県知事	都道府県知事（学校設置非営利法人（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。以下同じ。）の設置する私立学校の教員にあつては、同条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長）
第七条第二項、附則第五項の表備考第一号及び別表第三備考第二号	理事長	理事長又は学校設置非営利法人の代表権を有する理事

	第十四条の二	学校法人	学校法人又は学校設置非営利法人
教育職員免許法施行法	第二条第一項 の表備考	理事長	理事長又は学校設置非営利法人（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。）の代表権を有する理事
地方交付税法	第十二条第一 項の表	私立の学校	私立の学校（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人の設置するものを除く。以下同じ。）
	第十二条第二 項の表	特殊教育諸学校	特殊教育諸学校（構造改革特別区域法第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人の設置するこれらのものを除く。）

旧軍港市転換法	第四条第一項 第一号	規定する学校	規定する学校（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人の設置するものを除く。）
産業教育振興法	第十九条第一項	私立学校	私立学校（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人の設置するものを除く。次項において同じ。）
理科教育振興法	第九条第一項	私立の学校	私立の学校（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人の設置するものを除く。以下この条において同じ。）

<p>学校給食法</p>	<p>義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法</p>	<p>私立学校教職員共済法</p>
<p>第七条第一項</p>	<p>第五号</p>	<p>附則第十項</p>
<p>置者 私立の義務教育諸学校の設置者</p>	<p>都道府県知事</p>	<p>設置する者</p>
<p>私立の義務教育諸学校の設置者（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十三条第二項に規定する学校設置者）</p>	<p>た地方公共団体の長）</p>	<p>設置する者（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人を除く。）</p>

夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律	第六条	私立の高等学校の設置者	置非営利法人を除く。） 私立の高等学校の設置者（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人を除く。）
---------------------------	-----	-------------	---

5 第三項において準用する前条第三項の規定に違反して業務状況書類等を備えて置かず、業務状況書類等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第三項において準用する同条第四項各号の規定による請求を拒んだ学校設置非営利法人の理事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

第十四条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域における経済的社会的条件の変化に伴い幼児の数が減少し又は幼児が他の幼児と共に活動する機会が減少したことその他の事情により当該構造改革特別区域内の幼稚園においては学校教育法第七十八条第二号に掲げる目標を達成することが困難であると認められることから幼児の心身の発達を助長するために特に必要があると認め内閣総理大臣の認定を申請し

、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、幼児は、同法第八十条の規定にかかわらず、満二歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから当該構造改革特別区域内の幼稚園に入園することができる。

2 第九条第一項の規定により前項の認定が取り消された場合においては、その取消しの日の前日に構造改革特別区域内の幼稚園に在籍する満三歳に達しない幼児は、学校教育法第八十条の規定にかかわらず、満三歳に達するまで引き続き在籍することができる。

第十五条から第十七条まで 削除

(医療法等の特例)

第十八条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域における医療の需要の動向その他の事情からみて、医療保険各法（健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百一十八号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）をいう。第八項において同じ。）による療養の給付並びに被保険者、組合員又は

加入者及び被扶養者の療養並びに老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）による医療、入院時食事療養費に係る療養及び特定療養費に係る療養に該当しないものであって、放射性同位元素を用いて行う陽電子放射断層撮影装置による画像診断その他の厚生労働大臣が定める指針に適合する高度な医療（以下この条において「高度医療」という。）の提供を促進することが特に必要と認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、株式会社から医療法第七条第一項の規定により当該構造改革特別区域内における当該認定に係る高度医療の提供を目的とする病院又は診療所の開設の許可の申請があつた場合において、当該申請が次に掲げる要件のすべてに適合すると認めるときは、都道府県知事（診療所にあつては、その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長）は、同条第五項の規定にかかわらず、同条第一項の許可を与えるものとする。

一 当該申請に係る高度医療の提供を行う病院又は診療所の構造設備及びその有する人員が、医療法第二十一条及び第二十三条の規定に基づき厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。

二 前号に掲げるもののほか、当該申請に係る高度医療の提供を行う病院又は診療所の構造設備、その有

する人員その他の事項が、当該申請に係る範囲の高度医療を提供するために必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。

三 当該申請に係る高度医療の提供を行う病院又は診療所を営む事業に係る経理が、当該株式会社の営む他の事業に係る経理と区分して整理されるものであること。

2 前項の規定により医療法第七条第一項の許可を受けて株式会社が開設する病院又は診療所に対する同法第七条第二項及び第四項並びに第二十九条第一項の規定の適用については、同法第七条第二項中「病床数」とあるのは「病床数、提供する高度医療（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十八条第一項の認定に係る同項に規定する高度医療をいう。）の範囲」と、同法第四項中「前三項」とあるのは「前二項」と、「要件」とあるのは「要件並びに構造改革特別区域法第十八条第一項第二号に掲げる要件」と、同法第二十九条第一項中「場合においては」とあるのは「場合、構造改革特別区域法第十八条第一項の規定により第七条第一項の許可を受けた株式会社が開設する病院若しくは診療所の提供する医療が同法第十八条第一項に規定する高度医療に該当しなくなつたと認めて厚生労働大臣が同法第八条第二項の規定により必要な措置を講ずることを求めたにもかかわらずなお適切な措置が講じられなかつた場合にお

いて当該病院若しくは診療所の業務を継続することが適当でないとき、又は同法第十八条第一項第二号に掲げる要件に適合しなくなつたと認める場合は」とする。

3 厚生労働大臣は、第一項の指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

4 第一項の規定により医療法第七条第一項の許可を受けて病院又は診療所を開設する株式会社（以下この条及び別表第八号において「病院等開設会社」という。）については、同法第五十一条、第六十三条及び第六十四条（これらの規定を同法第六十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第六十六条の二（同法第六十四条第一項及び第二項に係る部分に限る。）、第六十七条（同法第六十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。同法第六十四条第二項に係る部分に限る。以下この項において同じ。）並びに第七十六条（同法第五十一条第一項、第六十三条第一項及び第六十四条第二項に係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、同法第五十一条第一項中「医療法人」とあるのは「構造改革特別区域法第十八条第一項の規定により第七条第一項の許可を受けて病院又は診療所を開設する株式会社（以下「病院等開設会社」という。）」と、「毎会計年度」とあるのは「毎事業年度」と、同法第六十三条第一項及び第六十四条第一項中「医療法人の」とあ

るのは「病院等開設会社が開設する病院若しくは診療所の」と、「定款若しくは寄附行為」とあるのは「若しくは定款」と、「その運営」とあるのは「その開設する病院若しくは診療所の運営」と、「当該医療法人」とあるのは「当該病院等開設会社」と、同法第六十三条第一項中「その業務」とあり、同法第六十四条第二項中「業務」とあるのは「その開設する病院若しくは診療所の業務」と、同項中「医療法人」とあるのは「病院等開設会社」と、同項及び同法第三項並びに同法第六十七条第一項中「役員」とあるのは「取締役、執行役若しくは監査役」と、同法第七十六条中「医療法人の理事、監事又は清算人」とあるのは「病院等開設会社の取締役、執行役又は監査役」と読み替えるものとする。

5 病院等開設会社が開設する病院又は診療所に関しては、医療法第六十九条第一項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、第一項の規定による同法第七条第一項の開設の許可又は第二項の規定により読み替えて適用される同法第二項の変更の許可の範囲に係る高度医療（次項において「許可に係る高度医療」という。）を提供している旨を広告することができる。

6 病院等開設会社が開設する病院又は診療所の管理者は、許可に係る高度医療以外の医療を提供してはならない。ただし、許可に係る高度医療を提供する上で必要があると認められる場合又は診療上やむを得な

い事情があると認められる場合は、この限りでない。

7 厚生労働大臣は、病院等開設会社が開設する病院又は診療所については、健康保険法第六十五条第三項（同法第八十六条第十二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、同法第六十二条第三項第一号の指定又は同法第八十六条第一項第一号の承認をしないものとする。

8 医療保険者（医療保険各法（国民健康保険法を除く。）の規定により医療に関する給付を行う政府、健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団をいう。）は、病院等開設会社が開設する病院又は診療所については、健康保険法第六十三条第三項第二号の指定若しくは船員保険法第二十八条第五項第二号の指定をし、又は国家公務員共済組合法第五十五条第一項第二号（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する場合を含む。）の契約若しくは地方公務員等共済組合法第五十七条第一項第二号の契約を締結してはならない。

（教育職員免許法の特例）

第十九条 市町村の教育委員会が、第十二条第一項に規定する特別の事情、第十三条第一項に規定する特別の需要その他当該市町村が設定する構造改革特別区域における教育上の特別の事情に対応するため、次に

掲げる者に特別免許状（教育職員免許法第四条第一項に規定する特別免許状をいう。以下この条及び別表第九号において同じ。）を授与する必要があると認める場合において、当該市町村が内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、同法第五条第六項中「教育委員会（）」とあるのは「教育委員会（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十九条第一項の規定による認定を受けた市町村の教育委員会が同項各号に掲げる者に授与する特別免許状（以下「特例特別免許状」という。）にあつては、当該市町村の教育委員会。」と、同法第九条第二項中「特別免許状」とあるのは「特別免許状（特例特別免許状を除く。）」と、「有する」とあるのは「有する。ただし、特例特別免許状は、その免許状を授与した授与権者の置かれる市町村においてのみ効力を有する」と、同法第十条第二項中「当該免許状」とあるのは「当該免許状（特例特別免許状を除く。）」と、「教育委員会をいう」とあるのは「教育委員会をいい、当該免許状が特例特別免許状である場合にあつてはその免許状を授与した市町村の教育委員会をいう」と、同法第二十条中「教育委員会規則」とあるのは「教育委員会規則（特例特別免許状にあつては、その免許状を授与した市町村の教育委員会規則）」と、同法別表第三中「特別免許状」とあるのは「特別免許

状（特例特別免許状を除く。）とす。

一 第十二条第一項の規定により内閣総理大臣の認定を受けている市町村の長が学校教育法第四条第一項の規定による設置の認可を行った学校を設置する学校設置会社が、当該学校の教育職員（教育職員免許法第二条第一項に規定する教育職員をいう。以下この項において同じ。）に雇用しようとする者

二 第十三条第一項の規定により内閣総理大臣の認定を受けている市町村の長が学校教育法第四条第一項の規定による設置の認可を行った学校を設置する学校設置非営利法人が、当該学校の教育職員に雇用しようとする者

三 その設定する構造改革特別区域における教育上の特別の事情により、市町村がその給料その他の給与（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条に規定する給料その他の給与をいう。）又は報酬等（同法第一条に規定する報酬等をいう。）を負担して、当該市町村の教育委員会が教育職員に任命しようとする者

2 前項において読み替えて適用する教育職員免許法第五条第六項の規定により、市町村の教育委員会が特別免許状を授与したときは、当該市町村の教育委員会は、遅滞なく、授与を受けた者の氏名及び職種並び

に授与の目的、当該特別免許状に係る学校の種類及び教科その他文部科学省令で定める事項を当該市町村を包括する都道府県の教育委員会に通知しなければならない。

- 3 第九条第一項の規定により第一項の認定が取り消された場合であっても、同項において読み替えて適用する教育職員免許法第五条第六項の規定により市町村の教育委員会が授与した特別免許状に係る授与権者（同項に規定する授与権者をいう。）及び免許管理者（同法第十条第二項に規定する免許管理者をいう。）は、当該市町村の教育委員会とする。

（私立学校法の特例）

第二十条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、地域の特性に応じた高等学校又は幼稚園における教育の機会を提供するに当たり、その実現を図ろうとする教育の内容、当該教育に必要な教職員の編制並びに施設及び設備、地域における当該教育の需要の状況等に照らし、当該地方公共団体の協力により新たに設立される学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。）が高等学校又は幼稚園を設置して当該地方公共団体との連携及び協力に基づき当該教育を実施することが、他の方法により当該教育の機会を提供するよりも、教育効

果、効率性等の観点から適切であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該教育を実施する高等学校又は幼稚園（以下この条及び別表第十号において「公私協力学校」という。）の設置及び運営を目的とする学校法人（以下この条において「協力学校法人」という。）を設立しようとする者であつて第五項の指定を受けたもの（第三項において「指定設立予定者」という。）が、所轄庁（同法第四条に規定する所轄庁をいう。以下この条において同じ。）に対し、同法第三十条第一項の規定による寄附行為の認可を申請した場合には、所轄庁は、同法第三十一条第一項の規定にかかわらず、当該寄附行為の認可を決定するに当たり、同法第二十五条第一項の要件に該当しているかどうかの審査を行わないものとする。

2 前項の寄附行為には、私立学校法第三十条第一項各号に掲げる事項のほか、当該寄附行為により設立する学校法人が協力学校法人である旨及びその設置する学校が公私協力学校である旨を定めなければならない。

3 第一項の認定を受けた地方公共団体（以下この条において「協力地方公共団体」という。）の長と協力学校法人の所轄庁とが異なる場合において、指定設立予定者又は協力学校法人が、所轄庁に対し、次に掲

げる申請又は届出を行おうとするときは、協力地方公共団体の長を経由して行わなければならない。この場合において、協力地方公共団体の長は、当該申請又は届出に係る事項に関し意見を付すことができるものとし、所轄庁は、その意見に配慮しなければならない。

一 私立学校法第三十条第一項の規定による寄附行為の認可の申請

二 私立学校法第四十五条第一項又は第二項の規定による寄附行為の変更の認可の申請又は届出

三 私立学校法第五十条第二項の規定による解散についての認可又は認定の申請

四 学校教育法第四条第一項の規定による学校の設置廃止、設置者の変更及び同項に規定する政令で定める事項の認可の申請

4 協力地方公共団体の長は、公私協力学校の設置及び運営に関し、次に掲げる事項を定めた基本計画（以下この条において「公私協力基本計画」という。）を定め、これを公告しなければならない。

一 教育目標に関する事項

二 収容定員に関する事項

三 授業料等の納付金に関する事項

- 四 施設又は設備の整備及び運営に要する経費についての助成措置に関する事項
- 五 協力量校法人の解散に伴う残余財産の帰属に関する事項
- 六 その他公私協力量校の設置及び運営に関する重要事項として文部科学省令で定めるもの
- 五 前項の規定により公告された公私協力基本計画に基づき協力量校法人を設立しようとする者は、当該公告を行った協力量校公共団体の長に申し出て、その設立しようとする協力量校法人について、公私協力量校の設置及び運営を行うべき者としての指定を受けなければならない。
- 六 協力量校公共団体の長は、前項の申出に係る協力量校法人が、公私協力基本計画に基づく公私協力量校の設置を適正に行い、その運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力を有するものであると認めるときでなければ、同項の指定をしてはならない。
- 七 協力量校公共団体の長は、地域における教育の需要の状況の変化その他の事情を考慮して必要があると認めるときは、協力量校法人に協議して、公私協力基本計画を変更することができる。
- 八 協力量校公共団体は、協力量校法人が公私協力量校の設置について学校教育法第四条第一項の規定による認可を受けた際に、当該協力量校法人が公私協力基本計画に基づき当該公私協力量校における教育を行

うために施設又は設備の整備を必要とする場合には、当該公私協力基本計画に定めるところにより、当該協力学校法人に対し、当該施設若しくは設備を無償若しくは時価よりも低い対価で貸し付け、若しくは譲渡し、又は当該施設若しくは設備の整備に要する資金を出えんするものとする。

9 前項の規定は、地方自治法第九十六条及び第二百三十七条から第二百三十八条の五までの規定の適用を妨げない。

10 協力学校法人は、毎会計年度、文部科学省令で定めるところにより、公私協力基本計画に基づき、当該年度における公私協力学校の運営に関する計画（以下この条において「公私協力年度計画」という。）及び収支予算を作成し、協力地方公共団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

11 協力地方公共団体は、協力学校法人が公私協力年度計画を実施するに当たり、公私協力基本計画で定める授業料等の納付金による収入の額では、他の得ることが見込まれる収入の額を合算しても、なおその収支の均衡を図ることが困難となると認められる場合には、公私協力基本計画に定めるところにより、当該協力学校法人に対し、当該公私協力年度計画の円滑かつ確実な実施のために必要な額の補助金を交付する

ものとする。

- 12 私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十二条（第三号に係る部分を除く。）及び第十四条第一項の規定は、第八項又は前項の規定により協力地方公共団体が協力学校法人に対し助成を行う場合について準用する。この場合において、同法第十二条中「所轄庁は、この法律の規定」とあるのは「協力地方公共団体（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十条第三項に規定する協力地方公共団体をいう。以下同じ。）の長は、同条第八項又は第十一項の規定」と、「学校法人」とあるのは「協力学校法人（同条第一項に規定する協力学校法人をいう。以下同じ。）に」と、同条第一号及び第二号中「学校法人」とあるのは「協力学校法人」と、同条第四号中「学校法人」とあるのは「協力学校法人」と、「所轄庁」とあるのは「協力地方公共団体の長」と、同法第十四条第一項中「第四条第一項又は第九条に規定する補助金の交付を受ける学校法人」とあるのは「構造改革特別区域法第二十条第八項又は第十一項の規定により助成を受ける協力学校法人」と、「作成しなければならない」とあるのは「作成し、協力地方公共団体の長に届け出なければならない」と読み替えるものとする。

- 13 協力地方公共団体の長と協力学校法人の所轄庁とが異なる場合において、協力地方公共団体の長及び協

力学校法人の所轄庁は、相互に密接な連携を図りながら、協力学校法人に対し、前項において準用する私立学校振興助成法第十二条の規定による権限の行使その他の当該協力学校法人の業務の適切な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

14 協力地方公共団体の長は、協力学校法人がその設置する公私協力学校の運営を公私協力基本計画に基づき適正かつ確実に実施することができなくなったと認める場合においては、当該協力学校法人に対し、当該公私協力学校に係る第五項の指定を取り消すことができる。

15 協力学校法人は、前項の規定による指定の取消しの処分を受けたときは、当該処分に係る公私協力学校について、学校教育法第四条第一項の規定による廃止の認可を所轄庁に申請しなければならない。

16 協力地方公共団体の長は、第四項の規定による公私協力基本計画の策定及び第七項の規定による公私協力基本計画の変更並びに第十項の規定による公私協力年度計画及び収支予算の認可を行おうとするときは、あらかじめ、当該協力地方公共団体の教育委員会に協議しなければならない。

17 教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）第九条第二項の規定は、公私協力学校について準用する。

（漁港漁場整備法等の特例）

第二十一条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内の漁港（漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第二条に規定する漁港であつて、その取り扱う水産物の数量が農林水産省令で定める数量以上であるものに限る。以下この条において同じ。）において、特定漁港施設（漁獲物の処理、保蔵及び加工の用に供する施設（その敷地を含む。）その他の農林水産省令で定める漁港施設（同法第三条に規定する漁港施設をいう。）をいう。以下この条において同じ。）の運営を行う事業で当該漁港における水産物に係る衛生管理の方法の改善その他の特定漁港施設の機能の高度化に特に資するものとして農林水産省令で定めるもの（以下この条及び別表第十一号において「特定漁港施設運営高度化推進事業」という。）のうち、当該漁港の漁港管理者（同法第二十五条第一項又は第二項の規定により決定された地方公共団体をいう。以下この条において同じ。）により当該特定漁港施設運営高度化推進事業を実施するために必要な資力及び信用を有することその他の農林水産省令で定める基準に適合すると認められた者（以下この条において「事業者」という。）が実施するものを促進する必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、国又は地方公共団体（これらの者の委託を受けて当該特定漁港施設の管理を行う漁港管理者を含む。以下この条において同じ。）は、国有財産法（昭和二

十二年法律第七十三号)第十八条第一項又は地方自治法第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、当該事業者が実施する特定漁港施設運営高度化推進事業の用に供するため、行政財産(国有財産法第二条第二項又は地方自治法第二百三十八条第三項に規定する行政財産をいう。)である特定漁港施設を当該事業者に貸し付けることができる。

2 前項の規定による貸付けについては、民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百四条並びに借地借家法(平成三年法律第九十号)第三条及び第四条の規定は、適用しない。

3 国有財産法第二十一条及び第二十三条から第二十五条まで並びに地方自治法第二百三十八条の五第三項から第五項までの規定は、第一項の規定による貸付けについて準用する。

4 第一項の規定により国又は地方公共団体が同項に規定する行政財産である特定漁港施設を事業者に貸し付ける場合における漁港漁場整備法第三十七条第一項の規定の適用については、同項中「又は漁港管理規程によつてする場合」とあるのは、「若しくは漁港管理規程によつてする場合又は構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)第四条第八項の規定により認定(同法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。)を受けた場合」とする。

5 漁港管理者は、特定漁港施設を貸し付ける者が第一項の農林水産省令で定める基準に該当するものと認めるに当たっては、農林水産省令で定めるところにより、公告、縦覧その他の当該貸付けが公正な手続に従って行われることを確保するために必要な措置を講じなければならない。

6 前項に定めるもののほか、特定漁港施設の貸付けに関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(港湾法等の特例)

第二十二條 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内の港湾（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第二項に規定する重要港湾に限る。以下この条において同じ。）において、特定埠頭（同一の者により一体的に運営される岸壁その他の係留施設及びこれに附帯する荷さばき施設その他の国土交通省令で定める係留施設以外の港湾施設をいう。以下この条において同じ。）の運営を行う事業で当該港湾の効率的な運営に特に資するものとして国土交通省令で定めるもの（以下この条及び別表第十二号において「特定埠頭運営効率化推進事業」という。）のうち、当該港湾の港湾管理者（同法第二条第一項に規定する港湾管理者をいう。以下この条において同じ。）が当該港湾の港湾計画（同法第三条の三第一項に規定する港湾計画をいう。）に適合することその他の国土交通省令で定める要件に該当するものと認められた

者（以下この条において「事業者」という。）が実施するものを促進する必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該港湾管理者は、国有財産法第十八条第一項又は地方自治法第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、当該事業者が実施する特定埠頭運営効率化推進事業の用に供するため、行政財産（国有財産法第三条第二項又は地方自治法第二百三十八条第三項に規定する行政財産をいう。）である特定埠頭を当該事業者に貸し付けることができる。

2 前項の規定による貸付けについては、民法第六百四条並びに借地借家法第三条及び第四条の規定は、適用しない。

3 国有財産法第二十一条、第二十三条及び第二十四条並びに地方自治法第二百三十八条の二第二項及び第二百三十八条の五第三項から第五項までの規定は、第一項の規定による貸付けについて準用する。

4 第一項の規定により港湾管理者が同項に規定する行政財産である特定埠頭を事業者に貸し付ける場合における港湾法第四十六条第一項の規定の適用については、同項中「、又は貸付を受けた者が、その物を一般公衆の利用に供し、且つ、その貸付が三年の期間内である場合」とあるのは、「、貸付けを受けた者が、その物を一般公衆の利用に供し、かつ、その貸付けが三年の期間内である場合、又は構造改革特別区域

法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定により認定（同法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。）を受けた場合」とする。

5 港湾管理者は、特定埠頭を貸し付ける者が第一項の国土交通省令で定める要件に該当するものと認めるとに当たっては、国土交通省令で定めるところにより、公告、縦覧その他の当該貸付けが公正な手続に従って行われることを確保するために必要な措置を講じなければならない。

6 前項に定めるもののほか、特定埠頭の貸付けに関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

（狂犬病予防法の特例）

第二十三条 市町村（地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市を除く。以下この条及び別表第十三号において同じ。）が、その設定する構造改革特別区域における狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第三条第一項に規定する狂犬病予防員（次項において「都道府県知事任命予防員」という。）の数が当該市町村の区域の範囲に比して少ないことから狂犬病の発生を予防するためには同法第六条第一項から第三項まで、第七項及び第九項並びに第二十一条に規定する事務（以下この条において「犬の抑留に係る事務」という。）を当該市町村が自ら行う必要があると認め

て内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該市町村の長は、同法第三条第一項、第六条及び第二十一条の規定にかかわらず、当該市町村の職員で獣医師であるものうちから狂犬病予防員を任命し、犬の抑留に係る事務を行わせることができる。

- 2 狂犬病予防法第三条第二項、第六条、第二十条及び第二十一条の規定の適用については、前項の規定により市町村の長の任命を受けた狂犬病予防員（次項において「市町村長任命予防員」という。）を都道府県知事任命予防員とみなす。この場合において、同法第六条第二項中「都道府県知事」とあるのは「構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十三条第一項の規定により認定を受けた市町村（第五項及び第十項並びに第二十一条において「認定市町村」という。）の長」と、同条第五項及び第二十一条中「都道府県知事」とあるのは「認定市町村の長」と、第六条第十項中「都道府県」とあるのは「認定市町村」と、第二十一条中「当該都道府県」とあるのは「当該認定市町村」と読み替えるものとする。
- 3 第一項の場合においては、狂犬病予防法第二十三条の規定にかかわらず、市町村長任命予防員が行う犬の抑留に係る事務に要する費用は、同条に規定する犬の所有者が負担する犬の抑留中の飼養管理費及びその返還に要する費用を除き、市町村の負担とする。

(地方公務員法の特例)

第二十四条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当し、又は該当すると見込まれるため臨時的任用を行うことが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る職について当該各号に掲げる場合に行う臨時的任用については、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条第二項から第五項までの規定は、適用しない。

一 当該地方公共団体がその職務の遂行について資格要件を必要とする職について地方公務員法第二十二條第二項又は第五項の規定に基づく臨時的任用を行っている場合において、当該構造改革特別区域における人材の需給状況等にかんがみ、同条第二項後段又は第五項後段の規定により更新された任用の期間の満了の際現に任用している職員以外の者をその職に任用することが困難であるとき。

二 当該地方公共団体が特定の分野に関する職務に職員を従事させることにより、当該職員の資質の向上が図られ、ひいては当該構造改革特別区域における当該特定の分野に係る人材の育成が図られると認められる場合において、当該職務に係る職について一年を超えて臨時的任用を行うことが必要であるとき。

三 当該構造改革特別区域における住民の生活の向上、行政の効率化等を図るために行う当該構造改革特別区域における当該地方公共団体の事務及び事業の見直しに応じた業務量の一時的な変化により生ずる職制又は定数の改廃等に効率的かつ機動的に対処する必要がある場合において、その職について一年を超えて臨時的任用を行うことが特に必要であるとき。

2 前項の認定を受けた地方公共団体であつて人事委員会を置くものにおいては、任命権者（地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下この条において同じ。）は、人事委員会規則で定めるところにより、当該認定に係る職について、人事委員会の承認を得て、六月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、その任用は、人事委員会の承認を得て、採用した日（その職に同法第二十二条第二項の規定に基づき臨時的任用をされている職員をこの項の規定に基づき引き続き任用する場合にあつては、同条第二項の規定に基づき採用した日）から三年を超えない範囲内に限り、六月を超えない期間で更新することができる。ただし、前項各号に掲げる場合に該当しないときは、更新することはできない。

3 前項の場合において、人事委員会は、必要に応じ、臨時的任用につき、任用される者の資格要件を定め

るものとする。

4 人事委員会は、前二項の規定に違反する臨時的任用を取り消すことができる。

5 第一項の認定を受けた地方公共団体であつて人事委員会を置かないものにおいては、任命権者は、当該認定に係る職について、六月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、その任用は、採用した日（その職に地方公務員法第二十二条第五項の規定に基づき臨時的任用をされている職員をこの項の規定に基づき引き続き任用する場合にあつては、同条第五項の規定に基づき採用した日）から三年を超えない範囲内に限り、六月を超えない期間で更新することができる。ただし、第一項各号に掲げる場合に該当しないときは、更新することはできない。

6 第一項の認定を申請する地方公共団体においては、任命権者は、第二項又は前項の規定による臨時的任用の適正な実施を確保するため、当該臨時的任用の状況の公表その他の必要な措置を講ずるものとする。

（出入国管理及び難民認定法の特例）

第二十五条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域が次の各号のいずれにも該当するものと認め、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、法務大臣は、本邦に上

陸しようとする外国人から、特定研究活動（本邦の公私の機関との契約に基づいて当該機関の当該構造改革特別区域内に所在する特定分野に関する研究の中核となる施設において当該特定分野に関する研究を行う業務に従事する活動をいう。以下この条において同じ。）若しくは特定研究事業活動（本邦の公私の機関との契約に基づいて当該機関の当該構造改革特別区域内に所在する施設において特定の分野に関する研究を行う業務に従事する活動と併せて当該特定分野に関する研究の成果を利用して行う事業（当該構造改革特別区域内に主たる事業所を有するものに限る。以下この条において同じ。）を自ら経営する活動をいう。以下この条において同じ。）を行うものとして、又は特定研究等家族滞在活動（特定研究等活動（特定研究活動又は特定研究事業活動をいう。以下この条において同じ。）を行う外国人の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動をいう。以下この条において同じ。）を行うものとして、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）第七条の二第一項の申請があつた場合には、当該特定研究等活動又は当該特定研究等家族滞在活動を入管法第七条第一項第二号に規定する入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動として法務大臣があらかじめ告示をもって定めるものに該当するものとみなして、入管法第七条の二第一項の証明書を交付することができる。

- 一 当該構造改革特別区域内に特定分野に関する研究のための活動の中核となる施設が所在し、かつ、当該施設の周辺に当該特定分野に関する研究と関連する研究を行う施設が相当程度集積するものと見込まれ、又は当該施設の周辺におけるこれに関連する産業の発展が相当程度見込まれること。
- 二 本邦の公私の機関との契約に基づいて当該機関の当該構造改革特別区域内に所在する施設において特定分野に関する研究を行う業務に従事する活動を行う外国人が併せて当該特定分野に関する研究の成果を利用して行う事業を自ら経営する活動を行うことにより、当該構造改革特別区域において、当該特定分野に関する研究の効率的推進又はこれに関連する産業の発展が相当程度見込まれること。
- 2 前項の認定を申請する地方公共団体は、特定研究等活動に係る同項の機関及びその施設を特定しなければならぬ。
- 3 外国人が第一項の証明書を提出して入管法第六条第二項の申請をした場合には、入管法第七条第一項に規定する上陸のための条件は、同項第一号、第二号及び第四号に掲げるものとする。この場合において、同項第二号の規定の適用については、当該申請に係る特定研究等活動又は特定研究等家族滞在活動を入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動として法務大臣があらかじめ告示をもって定めるものに該当する

ものとみなす。

4 前項の外国人について入管法別表第一の五の表の上欄の在留資格を決定する場合における当該在留資格に伴う在留期間は、入管法第二条の二第三項の規定にかかわらず、五年以内において法務省令で定める期間とする。

5 次の各号に掲げる外国人についてその在留資格に係る当該各号に規定する許可をする場合における当該在留資格に伴う在留期間は、前項と同様とする。

一 入管法別表第一の一の表の上欄の教授の在留資格又は入管法別表第一の二の表の上欄の研究の在留資格をもって本邦に在留する外国人であつて特定研究等活動を行うものとして入管法第二十条第一項の規定により在留資格の変更を受けようとするもの 同条第三項の規定による入管法別表第一の五の表の上欄の在留資格への変更の許可

二 入管法別表第一又は入管法別表第二の上欄の在留資格をもって本邦に在留する外国人であつて特定研究等家族滞在活動を行うものとして入管法第二十条第一項の規定により在留資格の変更を受けようとするもの 同条第三項の規定による入管法別表第一の五の表の上欄の在留資格への変更の許可

三 入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動として特定研究等活動を指定され同表の上欄の在留資格をもつて本邦に在留する外国人であつて当該指定された特定研究等活動以外の特定研究等活動を行うも  
のとして入管法第二十条第一項の規定により法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動の変更を受けようとするもの 同条第三項の規定による法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動の変更の許可

四 入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動として特定研究等活動又は特定研究等家族滞在活動を指定され同表の上欄の在留資格をもつて本邦に在留する外国人であつて入管法第二十一条第一項の規定により在留期間の更新を受けようとするもの 同条第三項の規定による在留期間更新の許可

五 特定研究等活動を行う者の子として本邦で出生した外国人であつて特定研究等家族滞在活動を行うものとして入管法第二十二条の二第二項の規定により在留資格を取得しようとするもの 同条第三項において準用する入管法第二十条第三項の規定による入管法別表第一の五の表の上欄の在留資格の取得の許可

第二十六条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域が次の各号のいずれにも該当するものと認め

て内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、法務大臣は、本邦に上陸しようとする外国人から、特定情報処理活動（本邦の公私の機関との契約に基づいて当該機関の当該構造改革特別区域内に所在する事業所（当該機関から労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者として他の機関に派遣される場合にあつては、当該他の機関の当該構造改革特別区域内に所在する事業所）において自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を要する情報処理（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第一項に規定する情報処理をいう。以下この条において同じ。）に係る業務に従事する活動であつて、情報処理に関する産業（以下この条において「情報処理産業」という。）に与える影響その他の事情を勘案して法務省令で定める要件に該当するものをいう。以下この条において同じ。）又は特定情報処理家族滞在活動（特定情報処理活動を行う外国人の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動をいう。以下この条において同じ。）を行うものとして、入管法第七条の二第二項の申請があつた場合には、当該特定情報処理活動又は当該特定情報処理家族滞在活動を入管法第七条第一項第二号に規定する入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動として法務大臣があらかじめ告示を

もつて定めるものに該当するものとみなして、入管法第七条の二第一項の証明書を交付することができる。

一 当該構造改革特別区域内に情報処理産業に属する事業を行う相当数の事業所及び当該事業の業務に必要な自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識について実践的な教育又は研究を行う大学、高等専門学校、専修学校、研修施設又は研究施設が所在し、かつ、これらのものの相互間の連携により当該構造改革特別区域内における情報処理産業の発展が相当程度見込まれること。

二 当該構造改革特別区域内に所在する事業所において自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を有する外国人が当該技術又は知識を要する情報処理に係る業務に従事する活動を行うことにより、当該構造改革特別区域内における情報処理産業の発展が相当程度見込まれること。

2 前項の認定を申請する地方公共団体は、特定情報処理活動に係る同項の事業所を特定しなければならぬ。

3 前条第三項から第五項までの規定は、特定情報処理活動又は特定情報処理家族滞在活動について準用する。この場合において、同条第五項第一号中「研究の」とあるのは、「研究、教育、技術、人文知識・国際業務若しくは企業内転勤の」と読み替えるものとする。

第二十七条 削除

(酒税法の特例)

第二十八条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内において農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成六年法律第四十六号）第二条第五項に規定する農林漁業体験民宿業その他酒類を自己の営業場において飲用に供する業を併せ営む農業者（以下この条及び別表第十八号において「特定農業者」という。）が、当該構造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において、酒税法（昭和二十八年法律第六号）第三条第十九号に規定するその他の醸造酒（米（自ら生産したものに限り、以下この条において同じ。））、米こうじ及び水又は米、水及び麦その他の財務省令で定める物品を原料として発酵させたもので、こさないものに限る。以下この条及び別表第十八号において「濁酒」という。）を製造することにより、当該構造改革特別区域内において生産される農産物を用いた濁酒の提供を通じて地域の活性化を図ることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、特定農業者（内閣総理大臣の認定を受けた当該構造改革特別区域計画（第六条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に定められた別表第十八号に掲げる特定

事業の実施主体である者に限る。以下この条において「認定計画特定農業者」という。）が、当該構造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において濁酒を製造するため、同法第三条第十九号に規定するその他の醸造酒の製造免許（同法第七条第一項に規定する製造免許をいう。以下この条において同じ。）を申請した場合には、同法第七条第二項及び第十二条第四号の規定は、適用しない。

2 前項の認定計画特定農業者の申請に基づき税務署長が酒税法第三条第十九号に規定するその他の醸造酒の製造免許を与える場合においては、同法第十一条第一項中「酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するため必要があると認められるときは、製造する酒類の数量若しくは範囲又は販売する酒類の範囲若しくはその販売方法につき」とあるのは、「製造する酒類の範囲につき構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十八条第一項に規定する濁酒に限る旨の」とする。

3 第九条第一項の規定により第一項の認定が取り消された場合又は同項の製造免許を受けた者が認定計画特定農業者でなくなった場合には、税務署長は、同項の製造免許を取り消すことができる。

## 第二十九条 削除

（老人福祉法の特例）

第三十条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域の全部又は一部が属する特別養護老人ホーム不足区域（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十八条第二項第一号の規定により都道府県が定める区域であつて、当該区域における特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。以下この条及び次条並びに別表第二十号及び第二十一号において同じ。）の入所定員の総数が、同法第二十条の九第一項の規定により都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定める当該区域の特別養護老人ホームの必要入所定員総数を下回る区域をいう。以下この条及び次条において同じ。）において特別養護老人ホームの設置を促進する必要があると認め、て内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、選定事業者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第五項に規定する選定事業者をいい、社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。以下この条及び次条において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）である法人は、老人福祉法第十五条第一項から第五項までの規定にかかわらず、当該構造改革特別区域内の特別養護老人ホーム不足区域（次条において「特定区域」という。）において、厚生労働省令で定めると

ころにより、都道府県知事（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「中核市」という。）においては、当該指定都市又は中核市の長。以下この条において同じ。）の認可を受けて、特別養護老人ホームを設置することができる。

2 都道府県知事は、前項の認可の申請があつたときは、老人福祉法第十七条第一項の規定により厚生労働大臣が定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準によって、その申請を審査しなければならない。

- 一 特別養護老人ホームを経営するために必要な経済的基礎があること。
- 二 特別養護老人ホームの経営者が社会的信望を有すること。
- 三 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する経験、熱意及び能力を有すること。
- 四 特別養護老人ホームの経理が他の経理と分離できる等その性格が社会福祉法人に準ずるものであること。

五 脱税その他不正の目的で特別養護老人ホームを経営しようとするものでないこと。

3 都道府県知事は、前項に規定する審査の結果、その申請が、同項に規定する基準に適合していると認めるときは、第一項の認可を与えなければならない。

4 都道府県知事は、前項の認可を与えるに当たって、特別養護老人ホームの適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。

5 老人福祉法第十五条第六項、第十五条の二第二項、第十六条第三項及び第四項、第十九条並びに附則第七条の規定の適用については、選定事業者である法人を社会福祉法人とみなす。この場合において、同法第十五条第六項中「第四項の認可の」とあるのは「構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第三十条第一項の認可の」と、同項及び附則第七条第一項中「養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの所在地」とあるのは「特別養護老人ホームの所在地」と、「養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの入所定員」とあるのは「特別養護老人ホームの入所定員」と、同法第十五条第六項中「、第二十条の九第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの設置によつてこれを超えることになる」と認めるとき、」とあるの

は「当該申請に係る特別養護老人ホームの設置によつて第二十条の九第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の特別養護老人ホームの必要入所定員総数を超えることになる」と認めるとき」と、「第四項の認可を」とあるのは「構造改革特別区域法第三十条第一項の認可を」と、同法第十五条の二第二項中「前条第三項の規定による届出をし、又は同条第四項」とあるのは「構造改革特別区域法第三十条第一項」と、同法第十六条第四項中「第十五条第六項」とあるのは「構造改革特別区域法第三十条第五項の規定により読み替えて適用する第十五条第六項」と、同項、第十九条及び附則第七条中「養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム」とあるのは「特別養護老人ホーム」と、同法第十九条第一項及び附則第七条第一項中「第十五条第四項」とあるのは「構造改革特別区域法第三十条第一項」と、同法第十九条第二項及び附則第七条第二項中「前項」とあるのは「構造改革特別区域法第三十条第五項の規定により読み替えて適用する前項」と、同法附則第七条第一項中「、第二十条の九第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの設置によつてこれを超えることになる」と認めるとき、」とあるのは「当該特別養護老人ホ

ホームの設置によつて第二十条の九第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の特別養護老人ホームの必要入所定員総数を超えることになると認めるとき」と読み替えるものとする。

第三十一条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域の全部又は一部が属する特別養護老人ホーム不足区域において特別養護老人ホームの設置を促進する必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該地方公共団体は、老人福祉法第十五条第一項から第五項までの規定にかかわらず、特定区域において、その設置する特別養護老人ホームの設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例で定めるところにより、次に掲げる基準に適合すると認められる法人にその管理を委託することができる。

- 一 特別養護老人ホームを管理するために必要な経済的基礎があること。
- 二 特別養護老人ホームの管理者が社会的信望を有すること。
- 三 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する経験、熱意及び能力を有すること。
- 四 特別養護老人ホームの経理が他の経理と分離できる等その性格が社会福祉法人に準ずるものであること。

と。

五 脱税その他不正の目的で特別養護老人ホームを管理しようとするものでないこと。

2 地方公共団体は、前項の規定により管理を委託するに当たって、特別養護老人ホームの適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。

( 社会保険労務士法の特例 )

第三十二条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域が次の各号のいずれにも該当するものと認め  
て第四条第八項の規定による内閣総理大臣の認定(第六条第一項の規定による変更の認定を含む。以下こ  
の条において同じ。)を申請し、その認定を受けたときは、当該構造改革特別区域内に事務所を有する社  
会保険労務士であつて厚生労働省令で定める要件に該当することについて当該地方公共団体を管轄する都  
道府県労働局長の認定を受けたものは、当該認定の日以後は、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号  
)第六条の規定にかかわらず、社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)第二条第一項各号に掲  
げる事務のほか、当該構造改革特別区域内に居住する求職者又は労働者の求めに応じて、当該構造改革特  
別区域内に事業所を有する事業主との間の労働契約の締結、変更及び解除(別表第二十二号において「労

働契約の締結等」という。）について当該求職者又は労働者の代理（弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第七十二条に規定する法律事件に関する代理を除く。）をすることを業とすることができる。

一 当該構造改革特別区域内において求人が相当数あるにもかかわらず、当該構造改革特別区域内の求職者が当該構造改革特別区域内において安定した職業に就くことが困難な状況にあること。

二 前号に該当する状態が相当期間にわたり継続することが見込まれるものとして厚生労働省令で定める状態にあること。

2 前項の規定により都道府県労働局長の認定を受けた場合においては、社会保険労務士法第十八条中「第二条」とあるのは、「第二条及び構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第三十二条第一項」とする。

3 第一項の規定による認定を行った都道府県労働局長は、当該認定に係る社会保険労務士が同項に規定する厚生労働省令で定める要件に該当しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

（研究交流促進法の特例）

第三十三条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内に科学技術（人文科学のみに係るものを除

く。)に関する試験研究(以下この条において「研究」という。)のための活動の中核となる国の機関が所在し、かつ、当該国の機関が行う特定の分野に関する研究に係る状況が次の各号のいずれにも適合すると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、研究交流促進法(昭和六十一年法律第五十七号)第十一条第一項中「密接に関連し、かつ、当該研究の効率的推進に特に有益である」とあるのは「関連する」と、「提供する」とあるのは「提供し、又は国有の試験研究施設を使用して行つた研究の成果を国に報告する」と、同条第二項中「共同して行つた研究」とあるのは「共同して行つた研究、国が現に行つている研究と密接に関連し、かつ、当該研究の効率的推進に特に有益である研究又は国が行つた研究の成果を活用する研究」と、「提供する」とあるのは「提供し、又は当該施設において行つた研究の成果を国に報告する」とする。

一 当該国の機関において当該特定の分野に関する研究に関する国以外の者との交流の実績が相当程度あり、かつ、その交流の一層の促進を図ることが当該特定の分野に関する研究の効率的推進に相当程度寄与するものであると認められること。

二 当該国の機関の周辺に、当該国の機関が行う当該特定の分野に関する研究と関連する研究を行う国以

外の者の施設が相当程度集積するものと見込まれること。

### 第三十四条 削除

(大規模小売店舗立地法の特例)

第三十五条 都道府県(地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市を含む。以下この条において同じ。)が、その設定する構造改革特別区域が中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第九十二号)第七条第一項に規定する特定中心市街地の区域のうち大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第二条第二項に規定する大規模小売店舗の迅速な立地を促進することにより商業の活性化を図ることが特に必要な区域であるものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出に係る大規模小売店舗の新設又は同法第六条第一項若しくは第二項の規定による届出(同法附則第五条第四項の規定により同法第六条第二項の規定による届出とみなされる同法附則第五条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)(の規定による届出を含む。第七項及び附則第四条第一項において同じ。))に係る同法第五条第一項各号に掲げる事項の変更については、同法第五条第四項、第六条第四

項、第八条及び第九条の規定は、適用しない。

2 市町村は、必要があると認めるときは、都道府県に対し、前項の構造改革特別区域に係る構造改革特別区域計画の案の内容となるべき事項を申し出ることができる。

3 都道府県は、第一項の構造改革特別区域に係る構造改革特別区域計画の案を作成しようとするときは、当該構造改革特別区域の存する市町村については、第四条第三項の規定にかかわらず、当該市町村と協議しなければならない。

4 都道府県は、第一項の構造改革特別区域に係る構造改革特別区域計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催その他の住民等（第一項の構造改革特別区域内に居住する者、当該区域において事業活動を行う者、当該区域をその地区に含む商工会議所又は商工会その他の団体その他の当該構造改革特別区域計画の案について意見を有する者をいう。第六項において同じ。）の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 都道府県は、第一項の構造改革特別区域に係る構造改革特別区域計画についての認定を申請しようとするときは、あらかじめ、経済産業省令で定めるところにより、当該構造改革特別区域計画の案を公告し、

当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

6 前項の規定による公告があつたときは、住民等は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された構造改革特別区域に係る構造改革特別区域計画の案について、都道府県に意見を提出することができる。

7 第九条第一項の規定により第一項の認定が取り消された場合においては、当該取り消された認定を受けていた構造改革特別区域計画に定められている構造改革特別区域に係る大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出に係る大規模小売店舗の新設又は同法第六条第一項若しくは第二項の規定による届出に係る同法第五条第一項各号に掲げる事項の変更については、認定の取消し後においても、同法第五条第四項、第六条第四項、第八条及び第九条の規定は、適用しない。

(アルコール事業法の特例)

第三十六条 地方公共団体が設定する構造改革特別区域又はその周辺の地域における地域産業に係る使用済物品等(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第二条第一項に規定する使用済物品等をいう。)(又は副産物(同法第二条第二項に規定する副産物をいう。))であつて主としてこれらの地域において回収されるものとして当該地方公共団体の長が指定したものについて、これを再生資源(

同法第二条第四項に規定する再生資源をいう。別表第二十六号において同じ。）として利用して、当該構造改革特別区域において製造事業者（アルコール事業法（平成十二年法律第三十六号）第三条第一項の許可を受けた者をいう。）が製造するアルコール（同法第二条第一項に規定するアルコールをいい、酒類の原料として不正に使用されるおそれのないものとして経済産業省令で定める要件に適合すると経済産業大臣が認めるものに限る。別表第二十六号において同じ。）については、当該地方公共団体が内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、同法第九条、第十条、第二章第三節及び第四節並びに第三十五条から第三十七条までの規定は、適用しない。

#### 第五章 構造改革特別区域推進本部

##### （設置）

第三十七条 構造改革の推進等に必要なる施策を集中的かつ一体的に実施するため、内閣に、構造改革特別区域推進本部（以下「本部」という。）を置く。

##### （所掌事務）

第三十八条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 構造改革特別区域基本方針の案の作成に関すること。
- 二 構造改革特別区域基本方針の実施を推進すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、構造改革の推進等に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

(組織)

第三十九条 本部は、構造改革特別区域推進本部長、構造改革特別区域推進副本部長及び構造改革特別区域推進本部員をもって組織する。

(構造改革特別区域推進本部長)

第四十条 本部長は、構造改革特別区域推進本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(構造改革特別区域推進副本部長)

第四十一条 本部に、構造改革特別区域推進副本部長(次項及び次条第二項において「副本部長」とい

う。)を置き、国務大臣をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(構造改革特別区域推進本部員)

第四十二条 本部に、構造改革特別区域推進本部員(次項において「本部員」という。)を置く。

2 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣をもって充てる。

(資料の提出その他の協力)

第四十三条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)の長並びに特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。)の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務)

第四十四条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

第四十五条 本部に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第四十六条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

第六章 雑則

(規制の特例措置の見直し)

第四十七条 関係行政機関の長は、規制の特例措置の適用の状況について、定期的に調査を行うとともに、その結果について、本部に報告しなければならない。

2 関係行政機関の長は、前項の調査の結果及び地方公共団体その他の関係者の意見を踏まえ、必要な措置を講ずるものとする。

(主務省令)

第四十八条 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び船員中央労働委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会又は船員労働委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則又は船員中央労働委員会規則とする。

(命令への委任)

第四十九条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施に關し必要な事項は、命令で定める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三章及び第四章の規定 平成十五年四月一日

二 附則第六条の規定 平成十六年一月一日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(訓令又は通達に関する措置)

第三条 関係行政機関の長が発する訓令又は通達のうち構造改革特別区域に関するものについては、経済社会の構造改革の推進及び地域の活性化の必要性にかんがみ、この法律の規定に準じて、必要な措置を講ずるものとする。

(経過措置)

第四条 第三十五条第一項の構造改革特別区域に係る認定前にした大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出に係る大規模小売店舗の新設又は同法第六条第一項若しくは第二項の規定による届出に係る同法第五条第一項各号に掲げる事項の変更に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 前項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第五条・第六条（略）

附 則（平成十四年十二月六日法律第百三十八号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一・二（略）

附 則（平成十五年四月九日法律第二十三号）（抄）

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条(第二号に係る部分に限る。)の規定は、人権擁護法の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則(平成十五年六月六日法律第六十六号)(抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律による改正後の構造改革特別区域法第十一条の構造改革特別区域に係る認定前にした公有水面埋立法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三条(第五条)(略)

附 則(平成十五年六月十三日法律第八十二号)(抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成十五年七月十六日法律第百十七号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 （略）

附 則（平成十五年七月十六日法律第百十九号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～四 （略）

（構造改革特別区域法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）が電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第百二十五号）附則第四十七条の規定の施行の前日

ある場合には、第五条中「第三十九条第一項」とあるのは、「第四十条第一項」とする。

附 則（平成十五年七月二十四日法律第二百二十五号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一・二 （略）

三 第二条の規定、第三条中会社法第十一条第二項の改正規定並びに附則第六条から附則第十五条まで、  
附則第二十一条から附則第三十一条まで、附則第三十四条から附則第四十一条まで、及び附則第四十四  
条から附則第四十八条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める  
日

（構造改革特別区域法の一部改正に伴う経過措置）

第四十八条 第二条の規定の施行の際現に構造改革特別区域法第二十九条第一項の規定により第一種電気通  
信事業を営むことについて旧法第九条第一項の許可を受けた者とみなされている地方公共団体であつて、

新法第九条の規定により登録を受けるべき者に該当するものは施行日に同条の登録を受けたものと、新法第十六条第一項の規定により届出をすべき者に該当するものは施行日に同項の届出をしたものとみなす。

附 則（平成十六年五月二十六日法律第五十三号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次条、附則第三条及び附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成十六年五月二十八日法律第六十号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成十六年六月十八日法律第百十一号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、景観法（平成十六年法律第百十号）の施行の日から施行する。ただし、第一条中都市計画法第八条、第九条、第十二条の五及び第十三条の改正規定、第三条、第五条、第七条から第十条まで、

第十二条、第十六条中都市緑地法第三十五条の改正規定、第十七条、次条並びに附則第四条、第五条及び第七条の規定は、景観法附則ただし書に規定する日から施行する。

附 則（平成十七年三月三十一日法律第二十二号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 三 （略）

（構造改革特別区域法の一部改正に伴う経過措置）

第十六条 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の構造改革特別区域法第二十九条の規定による内閣総理大臣の認定に係る同法第二条第一項に規定する構造改革特別区域であるものについては、この法律の施行の日において新関税法第百一条第五項の規定による届出があつた区域とみなす。

附 則（平成十七年三月三十一日法律第二十三号）（抄）

（施行期日）

1 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年四月一日法律第二十五号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年五月二十五日法律第五十号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、附則第三十三条の規定、附則第三十八条中国際受刑者移送法第二十一条の改正規定（「、犯罪者予防更生法」を「並びに犯罪者予防更生法」に改め、「並びに構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十一条及び第十一条の二」を削る部分に限る。）及び附則第三十九条の規定は、構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成十七年法律第五十七号）の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則（平成十七年六月十日法律第五十二号）（抄）

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(構造改革特別区域法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行前に前条の規定による改正前の構造改革特別区域法(以下「旧特区法」という。)

第三十四条の規定の適用を受けて行われたこの法律による改正前の特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(以下「旧特定農地貸付法」という。)(第三条第三項の承認(旧特区法第三十四条の規定の適用を受けて行われた市民農園整備促進法(平成二年法律第四十四号)第七条第一項又は第五項の規定による認定を受けた者が同法第十一条第一項の規定により旧特定農地貸付法第三条第三項の承認を受けたものとみなされた場合における当該承認を含む。)(に係る農地は、この法律による改正後の特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第三条第三項の承認に係る農地とみなす。

附 則(平成十七年六月十日法律第五十三号)(抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(構造改革特別区域法の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の構造改革特別区域法(以下「旧特区法」という。)(別表第十七号に掲げる事業(以下「特定法人貸付事業」という。)(の実施により旧特区法第二十七条第三項に規定する特定法人(以下「特定法人」という。)(のために使用貸借による権利又は賃借権が設定されている農地(農地法第二条第一項に規定する農地をいう。以下同じ。)(並びに特定法人貸付事業の実施主体(旧特区法第四条第二項第四号に掲げる実施主体をいう。)(が特定法人貸付事業の用に供すべきものとして使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転を受けている農地で特定法人のために使用貸借による権利又は賃借権が設定されていないものについては、旧特区法第二十七条第三項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

2 この法律の施行の際現に特定法人貸付事業の実施により特定法人のために賃借権が設定されている農地又は採草放牧地(農地法第二条第一項に規定する採草放牧地をいう。)(の賃貸借については、旧特区法第二十七条第四項及び第五項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

附 則(平成十七年六月十七日法律第五十七号)(抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年十月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の構造改革特別区域法（以下「旧特区法」という。）第十五条第一項の規定により行っている無料の職業紹介事業については、同項の規定により同項に規定する教育施設の長がした届出を職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第三十三条の四第一項の規定により地方公共団体がした届出と、旧特区法第十五条第一項に規定する教育施設の長を職業安定法第三十三条の四第二項において準用する同法第三十二条の十四の規定により職業紹介責任者に選任された者とみなして、同法の規定を適用する。

附 則（平成十七年六月二十九日法律第七十七号）（抄）

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一〇三 (略)

附 則 (平成十八年三月三十一日法律第十号) (抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 平成十八年五月一日

イ 第七条の規定 (酒税法第七条第三項に一号を加える改正規定を除く。) 並びに附則第六十四条から第六十六条まで、第六十八条から第七十条まで、第七百七十五条、第七百七十六条、第七百八十四条及び第七百九十七条の規定

附 則 (平成十八年三月三十一日法律第十八号) (抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

別表（第一条関係）

番号	事業の名称	関係条項
一	特定刑事施設における収容及び処遇に関する事務の委託促進事業	第十一条
一の二	特定刑事施設における病院等の管理の委託促進事業	第十一条の二
一の三	特定埋立地に係る所有権移転制限期間等短縮事業	第十一条の三
二	学校設置会社による学校設置事業	第十二条
三	学校設置非営利法人による学校設置事業	第十三条
四	三歳未満児に係る幼稚園入園事業	第十四条
五	削除	第十五条

十八	特定農業者による濁酒の製造事業	第二十八条
十七	削除	第二十七条
十六	外国人情報処理技術者受入れ促進事業	第二十六条
十五	外国人研究者受入れ促進事業	第二十五条
十四	地方公務員に係る臨時的任用事業	第二十四条
十三	市町村による狂犬病予防員任命事業	第二十三条
十二	特定埠頭運営効率化推進事業	第二十二条
十一	特定漁港施設運営高度化推進事業	第二十一条
十	公私協力学校設置事業	第二十条
九	市町村教育委員会による特別免許状授与事業	第十九条
八	病院等開設会社による病院等開設事業	第十八条
七	削除	第十七条
六	削除	第十六条

二十九	削除	第二十九条
二十	民間事業者による特別養護老人ホーム設置事業	第三十条
二十一	地方公共団体の設置する特別養護老人ホーム管理委託事業	第三十一条
二十二	社会保険労務士を活用した労働契約の締結等に係る代理事業	第三十二条
二十三	国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業	第三十三条
二十四	削除	第三十四条
二十五	中心市街地における商業の活性化事業	第三十五条
二十六	再生資源を利用したアルコール製造事業	第三十六条
二十七	前各号に掲げるもののほか、政令又は主務省令で定める事業	